

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第224号)	45
○ 生活保護法による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第225号)	51
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第226号)	54
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第227号)	57
○ 名古屋市農業センター、名古屋市東谷山フルーツパーク及び名古屋市農業文化園の臨時開所について	(緑土・農政課)	(第228号)	67
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について	(緑土・農政課)	(第229号)	68
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第230号)	69
○ 自転車等放置禁止区域の変更	(緑土・自転車利用課)	(第231号)	71
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第232号)	73
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第233号)	74
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第234号)	75
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第235号)	76
○ 有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務	(緑土・自転車利用課)	(第236号)	77
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第237号)	79
○ 介護保険指定特別給付事業者の廃止	(健福・介護指導課)	(第238号)	80

監 査 委 員 告 示

○ 外部監査人の監査の事務補助について	(第1号)	81
---------------------	-------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第21号)	82
○ 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正	(第22号)	83

交 通 局 管 理 規 程

○ 短時間嘱託職員就業規程の一部改正	(第23号)	84
--------------------	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	85
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	88

○ 平成24年度名古屋市職員第 1類・免許資格職採用試験公告	(人事・任用課)	93
○ 名古屋市上下水道局公告	(上下水・調査課)	106
○ 名古屋市屋外広告物講習会の周知公告	(住都・都市景観室)	107
○ 職員懲戒処分	(教育・教職員課)	108

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（第53号）

1 改正内容

- (1) 卸売業者等が行う事務手続について規定の整備を行います。（第16条、第52条及び第55条の2関係）
- (2) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）の制定に伴い、規定の整備を行います。（第18条、第21条、第26条、第28条、第30条、第32条、第48条、第62条及び第66条関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第84号）

1 改正内容

- (1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）関係法令の改正に伴い、補償基礎額の最低補償額及び介護補償の額を改正します。（第8条の2及び別表第3関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第11条の2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成24年5月1日から施行します。

○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則（第85号）

1 改正内容

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の適用のある再任用職員の旅費の格付について定めます。（別表第

1 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第86号）

1 内容

名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市中心条例第53号）の施行期日を平成24年5月1日と定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則（第87号）

1 改正内容

(1) 卸売業者等に係る事務手続について、規定の整備を行います。（第5条、第7条、第16条、第23条及び第47条の2関係）

(2) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市中心条例第19号）の制定に伴い、仲卸業務の許可等に関し必要な事項を定めます。（第10条、第18条、第21条及び第53条関係）

(3) 第2種関連事業の業務について、規定の整備を行います。（第20条関係）

2 施行期日

平成24年5月1日から施行します。

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第88号）

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市中心規則第114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

この規則中第1条の規定は平成24年6月1日（入居手続等に関する規定は公布の日）から、第2条の規定は同年7月1日から施行します。

○ 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則（第89号）

1 制定の趣旨

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例（平成23年名古屋市条例第42号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第1条関係）

2 主な内容

(1) 古紙の定義について定めます。（第2条関係）

(2) 集団資源回収実施団体の指定の手続等について定めます。（第3条から第6条関係）

(3) 集団資源回収実施団体が指定した者以外のもので、古紙を収集し、又は運搬する者に対して行う勧告書及び命令書の様式を定めます。（第7条及び第8条関係）

(4) 古紙を収集し、又は運搬してはならない旨の命令に従わなかった場合に公表する事項及びその手続等について定めます。（第9条から第11条関係）

(5) 古紙を収集し、又は運搬してはならない旨の命令に従わなかった者に対して徴収する過料の額及び過料の処分を受ける者に対する告知の方法等の手続について定めます。（第12条関係）

(6) この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定めるものとします。（第13条関係）

3 施行期日等

(1) 平成24年7月1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

ただし、第7条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行します。

(2) 集団資源回収実施団体の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができることとします。

名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 4 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第53号

名古屋市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

名古屋市中央卸売市場業務条例（昭和47年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（記章の着用）」に改め、同条中「登録証を携帯するとともに」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、登録証の着用をもって記章の着用に代えることができる。

第18条第4項中第7号を第8号とし、同項第6号中「第1号から第3号まで及び前号」を「前各号（第4号を除く。）」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

第21条第1項中「、第5号若しくは第6号」を「若しくは第5号から第7号まで」に改める。

第26条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の2号を加える。

- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (6) 法人であってその業務を執行する役員のうちに前号に該当する者があるとき。

第28条中「又は第3号」を「、第3号、第5号若しくは第6号」に改める。

第30条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (6) 法人であってその業務を執行する役員のうちに前各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する者があるとき。

第30条第2項中「業務を的確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 業務を的確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しない者であるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (3) 法人であってその業務を執行する役員のうちに前号に該当する者があるとき。

第32条第1項中「又は第4号」を「、第5号若しくは第6号」に改め、同条第2項中「業務を的確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなつたと認める」を「第30条第2項各号のいずれかに該当することとなった」に改める。

第48条第5項を次のように改める。

- 5 第2項第1号の許可に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、当該許可に基づき買い入れた品目の販売の数量等を翌月10日までに市長に届け出な

ればならない。

第52条第3項中「、仲卸業者」を削る。

第55条の2第1項中「特約をした」を「特約を結んだ」に改め、「、規則で定めるところにより」を削り、「主たる事務所に備えて置かなければならない」を「作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該特約の内容を変更した場合も同様とする」に改め、同項第1号中「申請者」を「卸売業者」に改める。

第62条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の指定又は第2項の許可を受けようとする者（法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。）が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、これらの指定又は許可をしないものとする。

第66条中「市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「使用の指定若しくは」を「第62条第1項の指定若しくは同条第2項の」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があるとき。
- (2) 第62条第3項に規定する場合に該当することとなったとき。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成24年 4 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第84号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（昭和43年名古屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「 3, 940 円」を「 3, 950 円」に改める。

第11条の 2 第 3 項第 3 号を削る。

別表第 3 常時介護を要する状態の項中「 104, 530 円」を「 104, 290 円」に、
「 56, 720 円」を「 56, 600 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中
「 52, 270円」を「 52, 150円」に、「 28, 360円」を「 28, 300円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成24年 5 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（以下「改正後規則」という。）第8条の2の規定は、平成24年4月1日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償（休業補償にあつては、当該療養の開始後1年6月を経過した日前に支給すべき事由が生じたものに限る。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後規則別表第3の規定は、平成24年5月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 4 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第85号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「又は医療職給料表（3）」を「、医療職給料表（3）又は行政職等給料表」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市旅費条例施行規則の規定は、平成24年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年 4 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第86号

名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則

名古屋市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第53号）の施行期日は、平成24年 5 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 4 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第87号

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を削る。

第 7 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項に次の 1 号を加える。

（4）条例第12条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第10条第 1 号ウを次のように改める。

ウ 業務を執行する役員の住民票の写し等、市区町村長の発行する身元証明書（市長が認めた場合にあっては、市長が別に定める書類を含む。以下「身元証明書」という。）及び履歴書

第10条第 1 号に次のように加える。

キ 業務を執行する役員が条例第18条第 4 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び

第 6 号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第10条第 2 号ア中「市区町村長の発行する」を削り、「及び印鑑証明書並びに」を「、印鑑証明書及び」に改め、同号に次のように加える。

オ 条例第18条第 4 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第16条第 2 項を削る。

第18条第 1 号ウを次のように改める。

ウ 業務を執行する役員の住民票の写し等並びに代表者の身元証明書及び履歴書

第18条第 1 号オを次のように改める。

オ 最近の事業年度における貸借対照表又はこれに代わる書類
第18条第 2 号アを次のように改める。

ア 住民票の写し等、身元証明書及び履歴書
第18条第 2 号中ウを削り、エをウとする。

第20条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 医療業

第20条第 2 項に次の 1 号を加える。

(8) その他市場の利用者に便益を提供するものとして市長が認める業務

第21条第 1 号ウを次のように改める。

ウ 業務を執行する役員の住民票の写し等、身元証明書及び履歴書
第21条第 1 号に次のように加える。

カ 第20条第 1 項各号に掲げる業務の許可を受けようとする者にあつては、業務を執行する役員が条例第30条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

キ 第20条第 2 項各号に掲げる業務の許可を受けようとする者にあつては、業務を執行する役員が条例第30条第 2 項第 2 号に該当しないことを誓約する書面

第21条第 2 号ア中「市区町村長の発行する」を削り、「及び印鑑証明書並びに」を「、印鑑証明書及び」に改め、同号に次のように加える。

エ 第20条第 1 項各号に掲げる業務の許可を受けようとする者にあつては、

条例第30条第1項第1号、第2号及び第5号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

オ 第20条第2項各号に掲げる業務の許可を受けようとする者にあつては、条例第30条第2項第2号に該当しないことを誓約する書面

第23条第1項中「条例第30条第1項第1号、第2号又は第4号」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1種関連事業者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 第1種関連事業者が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は法の規定により罰金の刑に処せられたとき。
- (3) 法人である第1種関連事業者にあつては、その業務を執行する役員が前2号のいずれかに該当することとなったとき。

第23条第2項中「第5条第2項及び」を削る。

第47条の2を削る。

第53条中「条例第62条の規定により市場施設の使用条件の指定又は使用」を「条例第62条第1項の指定又は第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の申請書には、条例第62条第3項に規定する場合に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。ただし、市長がこの規則に基づいて既に提出されている書面をもって代えることを認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 4 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第88号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表くさなぎ荘の項中

「

中層 耐火	5 階建	昭和32年度	30
		昭和38年度	40

を
」

「

中層 耐火	5 階建	昭和32年度	30
		昭和38年度	40
高層 耐火	9 階建	平成21年度	45

に改め、同表戸田荘の項中
」

中層 耐火	5 階建	昭和44年度	820	を
		昭和45年度	795	

中層 耐火	5 階建	昭和44年度	615	に改める。
		昭和45年度	795	
高層 耐火	10階建	平成21年度	180	

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表くさなぎ荘の項中

「 1 号から 8 号まで及び 32号から48号まで 」	を	「 1 号から 8 号まで、32 号から48号まで及び 101 号から 131 号まで 」	に改め、

同表戸田荘の項中

「 1 号、5 号、6 号、9 号から12号まで、16 号、22号、28号から30 号まで、32号、34号か ら36号まで、50号、51 号、55号、56号、61 号、62号、65号、68 号、70号から73号ま で、81号、84号、85 号、88号、89号、91号 から93号まで、95号か ら97号まで、105 号、 109 号、110 号、115 号、119 号、120 号、 123 号から 125 号ま で、127 号、133 号か 」	「 1 号、5 号、6 号、9 号から12号まで、16 号、22号、28号から30 号まで、32号、34号か ら36号まで、50号、51 号、55号、56号、61 号、62号、65号、68 号、70号から73号ま で、81号、84号、85 号、88号、89号、91号 から93号まで、95号か ら97号まで、105 号、 109 号、110 号、115 号、119 号、120 号、 123 号から 125 号ま で、127 号、133 号か ら 135 号まで、138 号、140 号、141 号、 」

ら 135 号まで、 138 号、 140 号、 141 号、 143 号、 145 号、 147 号から 150 号まで、 153 号、 155 号、 156 号、 159 号、 160 号、 163 号から 167 号まで、 169 号、 170 号、 174 号、 175 号、 177 号、 179 号、 182 号から 191 号まで、 193 号、 194 号、 196 号、 198 号から 206 号まで、 209 号、 210 号、 212 号、 213 号、 215 号、 217 号、 219 号、 220 号、 225 号、 226 号、 229 号、 231 号、 236 号、 238 号、 239 号、 242 号、 246 号、 252 号、 254 号、 261 号から 360 号まで及び 364 号から 385 号まで	を	143 号、 145 号、 147 号から 150 号まで、 153 号、 155 号、 156 号、 159 号、 160 号、 163 号から 167 号まで、 169 号、 170 号、 174 号、 175 号、 177 号、 179 号、 182 号から 191 号まで、 193 号、 194 号、 196 号、 198 号から 206 号まで、 209 号、 210 号、 212 号、 213 号、 215 号、 217 号、 219 号、 220 号、 225 号、 226 号、 229 号、 231 号、 236 号、 238 号、 239 号、 242 号、 246 号、 252 号、 254 号、 261 号から 360 号まで、 364 号から 385 号まで及び2001号から2050号まで	に改める。
386 号から 985 号まで		386 号から 854 号、 880 号から 985 号まで、 1001号及び1002号	

第 2 条 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表くさなぎ荘の項中

中層 耐火	5 階建	昭和32年度	30
		昭和38年度	40
高層 耐火	9 階建	平成21年度	45

「

高層 耐火	9 階建	平成21年度	45
----------	------	--------	----

に改める。
」

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表くさなぎ荘の項中

「

1 号から 8 号まで、32 号から 48 号まで及び 101 号から 131 号まで	を 「	101 号から 131 号まで	に改める。 」
---	-----	-----------------	------------

」

附 則

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則をここに
公布する。

平成24年 5 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第89号

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細 則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例（平成23年名古屋市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条に規定する「古紙」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 新聞紙
- (2) 雑誌、書籍その他これらに類するもの
- (3) 段ボール
- (4) 紙パック
- (5) その他資源化可能な紙
(集団資源回収実施団体の指定)

第3条 条例第2条の規定による集団資源回収実施団体の指定（以下「指定」という。）を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において古紙の集団回収を行うこと。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 構成員の数が10人以上であること。

2 指定を受けようとする団体は、集団資源回収実施団体指定申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 指定を受けようとする団体は、前項の規定による申請の際に、併せて、古紙の収集及び運搬を行う者並びに古紙を排出する場所を市長に届け出なければならない。

4 市長は、指定をしたときは、集団資源回収実施団体指定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

（申請等の内容に係る変更の届出）

第4条 集団資源回収実施団体は、前条第2項の規定による申請又は同条第3項の規定による届出の内容を変更しようとするときは、集団資源回収実施団体変更届（第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

（申請等の内容の公表）

第5条 市長は、指定をしたとき又は前条の届出があったときは、第3条第2項の規定による申請及び同条第3項の規定による届出又は前条の規定による届出の内容を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、環境局ごみ減量部減量推進室及び集団資源回収実施団体が古紙の集団回収を行う地域を所管区域とする環境事業所において一般の閲覧に供することにより行うものとする。

（集団資源回収実施団体の指定の取消し）

第6条 市長は、集団資源回収実施団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなった場合
- (2) 不正の行為により指定を受けた場合

（勧告）

第7条 条例第4条第1項の規定による勧告は、収集・運搬禁止勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（命令）

第8条 条例第4条第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第5号様式）により行うものとする。

（氏名等の公表）

第9条 条例第5条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示場に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（1）命令を受けた者の氏名及び住所

（2）命令の概要

（意見を述べる機会の付与）

第10条 条例第5条第1項の規定による意見を述べる機会の付与は、市長が口頭であることを認めたときを除き、意見書を提出して行うものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（意見を述べる機会の付与の通知の方式）

第11条 市長は、意見書の提出期限（口頭による意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、公表の対象となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

（1）予定される公表内容及び根拠となる条例の条項

（2）公表の原因となる事実

（3）意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見を述べる機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2 市長は、公表の対象となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号に掲げる事項及び市長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所及び区役所の掲示場に掲示することによって行うものとする。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（過料）

第12条 条例第6条の規定により科すべき過料の額は、5万円とする。

2 条例第6条の規定により過料を科する場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（第6号様式）を交付するものとする。

3 前項の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書（第7号様式）の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

4 前2項の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書（第8号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第7条から第12条までの規定は同年10月1日から施行する。

2 この規則の規定に基づく集団資源回収実施団体の指定の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

第 1 号様式（第 3 条）

集団資源回収実施団体指定申請書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 住 所

（代表者）氏 名

㊞

電話番号

集団資源回収実施団体の指定を受けたいので、名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、古紙の収集及び運搬を行う者並びに古紙を排出する場所は、下記のとおりになりますので併せて届け出ます。

記

1 集団資源回収実施団体

名称	
----	--

2 古紙の収集及び運搬を行う者並びに古紙を排出する場所

古紙の収集及び 運搬を行う者	
古紙を排出する 場所	

注 「古紙を排出する場所」欄は、「別紙のとおり」と記載し、古紙を排出する場所を明示した地図を添付して差し支えありません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 2 号様式（第 3 条）

集団資源回収実施団体指定通知書

年 月 日

様

名古屋市長



年 月 日付けで申請のありました集団資源回収実施団体の指定については、下記のとおり指定しましたので、名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則第 3 条第 4 項の規定により、通知します。

記

1 集団資源回収実施団体

名称	
----	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 4 条）

集団資源回収実施団体変更届

年 月 日

（宛先）名古屋市長

届出者 団 体 名

（代表者）住 所

氏 名

⑩

電話番号

申請又は届出の内容を変更するので、名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則第 4 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更内容	新	
	旧	
変更年月日		

注 古紙を排出する場所は、「別紙のとおり」と記載し、古紙を排出する場所を明示した地図を添付して差し支えありません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 4 号様式（第 7 条）

第 号 年 月 日	
収集・運搬禁止勧告書	
住 所 氏 名 様	
名古屋市長 印	
名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例第 2 条の規定に違反したので、同条例第 4 条第 1 項の規定により、古紙を収集し、又は運搬しないよう勧告します。	
勧告の原因となる事実	
持去りの日時場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 名古屋市 区
持去りの内容	
車両番号等	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 号 年 月 日	
収集・運搬禁止命令書	
住 所 氏 名 様	
名古屋市長 印	
名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例第 4 条第 1 項の規定による勧告に従わなかったので、同条第 2 項の規定により、当該勧告に従うよう命令します。	
命令の原因となる事実	
持去りの日時場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 名古屋市 区
持去りの内容	
車両番号等	

注 この命令に従わないときは、過料に処することがあります。また、その旨を公表することがあります。

備考 1 行政不服審査法第 57 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 号
年 月 日

過料処分決定通知書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県

名古屋市長



あなたは名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例第 4 条第 2 項の規定による命令に違反し、下記のとおり古紙の持去りをしましたので、同条例第 6 条の規定により、金 5 万円の過料に処します。

記

持去りの日時場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 名古屋市 区
持去りの内容	
車両番号等	

現金又は納付書により、お支払いください。

備考 1 行政不服審査法第57条第 1 項及び行政事件訴訟法第46条第 1 項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 年 月 日 号

告知・弁明書

氏 名	様
住 所	都・道・府・県
電話番号	自宅・勤務先・携帯電話

名古屋市長



あなたは名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例第4条第2項の規定による命令に違反し、下記のとおり古紙の持去りをしましたので、同条例第6条の規定により金5万円の過料処分の対象となります。

記

持去りの日時場所	年 月 日 午前・午後 時 分頃 名古屋市 区
持去りの内容	
車両番号等	
弁明	☐ 上記のとおり認めます。 ☐ 次のとおり弁明します。 上記事実は、 ☐ 覚えがない。 ☐ 誤りがある。

以上、相違ありません。

署 名	
-----	--

（参考） 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例（抜すい）
（古紙の収集又は運搬の禁止）

第2条 集団資源回収実施団体（名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）第12条に規定する集団回収等の廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動を行う団体のうち古紙の集団回収を行う団体として市長が指定した者をいう。）が指定した者以外のものは、所定の場所（集団資源回収実施団体が指定して市長に届け出た場所をいう。）に排出された古紙を収集し、又は運搬してはならない。

（勧告及び命令）

第4条 市長は、第2条の規定に違反して古紙を収集し、又は運搬する者に対し、これらの行為をしないよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対して、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（過料）

第6条 第4条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 8 号様式（第12条）

（表）

第 号	
名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則 第12条第 4 項の規定による身分証明書	
写真	氏 名
	生年月日
年 月 日発行	
名古屋市長	
印	

（裏）

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則（抜すい）
（過料）
第12条 条例第 6 条の規定により科すべき過料の額は、5 万円とする。
2 条例第 6 条の規定により過料を科する場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（第 6 号様式）を交付するものとする。
3 前項の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は告知・弁明書（第 7 号様式）の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。
4 前 2 項の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書（第 8 号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

名古屋市告示第 214号

介護保険要介護認定調査事務の委託

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第24条の 2第 1項第 2号の規定に基づき、要介護認定調査に関する事務の一部を指定市町村事務受託法人へ次のとおり委託しました。

平成24年 4月 23日

名古屋市長 河 村 た か し

事 務 所	名 称	名古屋市東部認定調査センター
	所 在 地	名古屋市千種区内山三丁目10番17号 今池セントラルビル 8階
法 人	名 称	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
	所 在 地	名古屋市北区清水四丁目17番 1号
	代 表 者	会長 河 内 尚 明
委 託 年 月 日		平成24年 4月 1日
委 託 事 務 の 内 容		要介護認定調査に関する事務
居 宅 サ ー ビ ス 等 の 提 供		有

事 務 所	名 称	名古屋市西部認定調査センター
	所 在 地	名古屋市港区港楽三丁目14番11号
法 人	名 称	医療法人東樹会
	所 在 地	名古屋市天白区原一丁目1307番地
	代 表 者	理事長 近 藤 東 仁
委 託 年 月 日		平成24年 4月 1日
委 託 事 務 の 内 容		要介護認定調査に関する事務
居 宅 サ ー ビ ス 等 の 提 供		有

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 215号

名古屋市後期高齢者医療保険料の徴収の事務を私人に委託する件
について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 114条の規定に基づき、名古屋市後期高齢者医療保険料の徴収の事務を私人に委託しましたので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第 318号）第33条第 1項の規定に基づき告示します。

平成24年 4月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託の相手方

名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
株式会社 セディナ
代表取締役 山下 一

2 委託開始日

平成24年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部医療福祉課

名古屋市告示第 216 号

使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

平成24年 4 月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

愛知県豊田市錦町 1 丁目95番地

ホームックス株式会社

代表取締役社長 餅 原 幹 也

2 施設の名称及び徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市短歌会館	名古屋市短歌会館条例（昭和39年名古屋市条例第61号）第 3 条に規定する使用料

3 委託期間

平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

名古屋市市民経済局文化観光部文化振興室

名古屋市告示第 217 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 24 年 4 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

天白区、昭和区及び瑞穂区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 kg 未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 kg 以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 kg 未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 天白区

検 査 日	検 査 場 所
6 月 1 日（金）	八事東小学校（正門：ピロティ）
6 月 4 日（月）	しまだ小学校（東門：特別活動室）
6 月 6 日（水）	南天白中学校（正門：地域スポーツセンター事務所）
6 月 8 日（金）	天白小学校（正門：玄関）
6 月 11 日（月）	原小学校（正門：特別活動室）
6 月 12 日（火）	植田南小学校（北通用門：特別活動室）

(2) 昭和区

検 査 日	検 査 場 所
7 月 2 日 (月)	白金小学校 (東門：特別活動室入口)
7 月 3 日 (火)	鶴舞小学校 (南門：体育館)
7 月 5 日 (木)	広路小学校 (東門：特別活動室)
7 月 9 日 (月)	松栄小学校 (南門：特別活動室)
7 月 10 日 (火)	御器所小学校 (南門：土間)

(3) 瑞穂区

検 査 日	検 査 場 所
7 月 19 日 (木)	堀田小学校 (南門：特別活動室)
7 月 24 日 (火)	弥富小学校 (西正門：体育館)
7 月 25 日 (水)	御劔小学校 (南門：特別活動室)
7 月 26 日 (木)	汐路中学校 (西正門：第 2 応援室)
7 月 30 日 (月)	津賀田中学校 (北通用門：特別活動室入口)

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

4 実施する機関

名古屋市及び指定定期検査機関社団法人愛知県計量連合会

名古屋市市民経済局市民生活部計量検査所

名古屋市告示第 218号

名古屋市文化のみち榑木館の観覧料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように施設の使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成24年 4月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

東京都目黒区下目黒一丁目 1番11号

アクティオ株式会社

代表取締役社長 植村 敏明

2 徴収を委託した使用料

名古屋市文化のみち榑木館条例（平成20年名古屋市条例第45号）第17条第3号に基づき名古屋市旧川上貞奴邸との共通観覧券における名古屋市文化のみち榑木館分の観覧料

3 委託開始期日

平成24年 4月 1日

名古屋市住宅都市局都市計画部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 219号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務（口座振替によるものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成24年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
陸上競技場 （瑞穂公園を除く。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 公益財団法人名古屋市みどりの協会 理事長 長谷川 博樹
野球場 （瑞穂公園を除く。）	
テニスコート （瑞穂公園及び東山公園を除く。）	
ゲートボール場	
球技場	

2 収納を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 220号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり廃止の届出がありました。

平成24年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ファミリア滝川通所介護事業所	名古屋市昭和区滝川町91番地の 1	平成23年 9月30日

2 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ファミリア滝川通所介護事業所	名古屋市昭和区滝川町91番地の 1	平成23年 9月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 221号

生活保護法による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり変更の届出がありました。

平成24年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導

名	称	長塚歯科
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1047番地の 2
	新	名古屋市守山区大字下志段味字上野山1066番地
変 更 年 月 日	平成18年 2月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 222号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成24年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
訪問介護事業所まっぼく り	名古屋市名東区社台三丁目86番地	平成24年 1月19日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
訪問介護事業所まっぼく り	名古屋市名東区社台三丁目86番地	平成24年 1月19日

3 認知症対応型通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
瑞穂ケアセンターあお空や っさん家	名古屋市瑞穂区惣作町 3丁目 3番 地	平成24年 1月23日

4 介護予防認知症対応型通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
瑞穂ケアセンターあお空や っさん家	名古屋市瑞穂区惣作町 3丁目 3番 地	平成24年 1月23日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 223号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成24年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問介護ステーションな かがわ	名古屋市中川区法華一丁目 203番地	平成23年 12月31日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問介護ステーションな かがわ	名古屋市中川区法華一丁目 203番地	平成23年 12月31日

3 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
アベ歯科クリニック	名古屋市名東区一社二丁目88番地	平成23年 12月31日

4 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
アベ歯科クリニック	名古屋市名東区一社二丁目88番地	平成23年 12月31日

5 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
健遊館大曽根デイサービスセンター	名古屋市北区東大曽根町上 1丁目 828番地、 827 番地	平成23年 12月31日

6 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
健遊館大曽根デイサービスセンター	名古屋市北区東大曽根町上 1丁目 828番地、 827番地	平成23年 12月31日

7 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
スマイル介護センター	名古屋市中区新栄三丁目18番 7号	平成23年 11月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 224号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成24年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
まごころ介護	名古屋市昭和区山手通 5丁目 2番 地の 5	平成24年 1月 1日
樹ネットワーク	名古屋市熱田区神宮二丁目 3番 4 号	平成24年 1月 1日
訪問介護ステーションなか がわ	名古屋市中川区中島新町二丁目 1707番地	平成24年 1月 1日
にじのかけ橋訪問介護事業 所	名古屋市港区春田野一丁目2206番 地	平成23年 10月 1日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
まごころ介護	名古屋市昭和区山手通 5丁目 2番 地の 5	平成24年 1月 1日

樹ネットワーク	名古屋市熱田区神宮二丁目 3番 4号	平成24年 1月 1日
訪問介護ステーションなか がわ	名古屋市中川区中島新町二丁目 1707番地	平成24年 1月 1日

3 訪問入浴介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
アースサポート名古屋港	名古屋市港区港楽三丁目 4番 8号	平成24年 1月 1日

4 介護予防訪問入浴介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
アースサポート名古屋港	名古屋市港区港楽三丁目 4番 8号	平成24年 1月 1日

5 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
足立内科	名古屋市千種区東山通 1丁目12番 地	平成23年 12月 1日
訪問看護サラダ・ナース	名古屋市瑞穂区新開町24番49号	平成24年 1月 1日

6 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
足立内科	名古屋市千種区東山通 1丁目12番 地	平成23年 12月 1日
訪問看護サラダ・ナース	名古屋市瑞穂区新開町24番49号	平成24年 1月 1日

7 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
足立内科	名古屋市千種区東山通 1丁目12番地	平成23年 12月 1日

8 介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
足立内科	名古屋市千種区東山通 1丁目12番地	平成23年 12月 1日

9 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
足立内科	名古屋市千種区東山通 1丁目12番地	平成23年 12月 1日
キョーワ調剤薬局桜山店	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目 2番地	平成24年 1月27日
おかざき調剤薬局	名古屋市緑区平子が丘1611番地	平成23年 12月 1日
アベ歯科クリニック	名古屋市名東区一社二丁目88番地	平成24年 1月 1日
たかぎクリニック	名古屋市名東区石が根町98番地	平成24年 1月10日
ゆうゆう薬局植田店	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	平成24年 1月 1日

10 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
足立内科	名古屋市千種区東山通 1丁目12番地	平成23年 12月 1日

おかざき調剤薬局	名古屋市緑区平子が丘1611番地	平成23年 12月 1日
アベ歯科クリニック	名古屋市名東区一社二丁目88番地	平成24年 1月 1日
たかぎクリニック	名古屋市名東区石が根町98番地	平成24年 1月10日
ゆうゆう薬局植田店	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	平成24年 1月 1日

11 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
縁屋星ヶ丘	名古屋市千種区星が丘山手 628番地	平成23年 12月 1日
デイサービスゆうわ	名古屋市千種区新西二丁目10番14号	平成24年 1月 1日
健遊館大曽根デイサービスセンター	名古屋市北区東大曽根町上 1丁目 828番地、 827番地	平成24年 1月 1日
青い鳥デイサービスセンター	名古屋市中川区吉津一丁目 605番地の 1	平成24年 1月 1日

12 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
デイサービスゆうわ	名古屋市千種区新西二丁目10番14号	平成24年 1月 1日
健遊館大曽根デイサービスセンター	名古屋市北区東大曽根町上 1丁目 828番地、 827番地	平成24年 1月 1日
青い鳥デイサービスセンター	名古屋市中川区吉津一丁目 605番地の 1	平成24年 1月 1日

13 介護予防短期入所生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
老人短期入所事業千寿乃里	名古屋市天白区原三丁目1905番地	平成23年 8月 1日

14 小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能あじさい「つるまい」	名古屋市昭和区山脇町 4丁目 8番地の 9	平成24年 2月 1日
ファミリーア一社	名古屋市名東区一社四丁目 123番地	平成24年 1月11日

15 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
小規模多機能あじさい「つるまい」	名古屋市昭和区山脇町 4丁目 8番地の 9	平成24年 2月 1日
ファミリーア一社	名古屋市名東区一社四丁目 123番地	平成24年 1月11日

16 認知症対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
グループホームあじさい「つるまい」	名古屋市昭和区山脇町 4丁目 8番地の 9	平成24年 2月 1日
グループホーム大喜	名古屋市瑞穂区大喜町 2丁目79番地	平成24年 1月17日

17 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
グループホームあじさい「つるまい」	名古屋市昭和区山脇町 4丁目 8番地の 9	平成24年 2月 1日

18 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
居宅介護支援ステーション なごみ	名古屋市東区東桜二丁目 4番 9号	平成23年 10月 1日
ケアプランセンターゼニタ	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	平成23年 12月 1日
ケアプランコマ株式会社	名古屋市昭和区山手通 5丁目 2番 地の 5	平成24年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 225号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成24年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
いこいの杜リハビリデイサービスセンター御器所	名古屋市昭和区東畑町 2丁目30番地の 1	平成24年 3月 1日
和楽縁島田黒石	名古屋市天白区島田黒石 725番地	平成24年 2月 7日

2 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
いこいの杜リハビリデイサービスセンター御器所	名古屋市昭和区東畑町 2丁目30番地の 1	平成24年 3月 1日

3 通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
医療法人生寿会介護老人保健施設ごきその杜	名古屋市昭和区御器所二丁目 907番地	平成24年 3月 1日

4 介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
医療法人生寿会介護老人保健施設ごきその杜	名古屋市昭和区御器所二丁目 907 番地	平成24年 3月 1日

5 短期入所療養介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
医療法人生寿会介護老人保健施設ごきその杜	名古屋市昭和区御器所二丁目 907 番地	平成24年 3月 1日

6 介護予防短期入所療養介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
医療法人生寿会介護老人保健施設ごきその杜	名古屋市昭和区御器所二丁目 907 番地	平成24年 3月 1日

7 介護予防小規模多機能型居宅介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ファミリア元宮	名古屋市昭和区元宮町 5丁目25番 地	平成24年 2月 9日

8 認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
グループホームファミリア元宮	名古屋市昭和区元宮町 5丁目25番 地	平成24年 2月 9日

9 介護予防認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
グループホームファミリア元宮	名古屋市昭和区元宮町 5丁目25番 地	平成24年 2月 9日

10 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
いつき介護相談センター石川橋	名古屋市昭和区藤成通 6丁目15番地	平成24年 3月 1日

11 指定介護老人保健施設

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
医療法人生寿会介護老人保健施設ごきその杜	名古屋市昭和区御器所二丁目 907番地	平成24年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 226号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成24年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ヘルパーステーション小池	名古屋市昭和区川名本町 5丁目24番地	平成24年 1月31日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ヘルパーステーション小池	名古屋市昭和区川名本町 5丁目24番地	平成24年 1月31日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
笑顔のおうちクリニック 名古屋	名古屋市中区大須二丁目26番28号	平成23年 12月31日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
笑顔のおうちクリニック 名古屋	名古屋市中区大須二丁目26番28号	平成23年 12月31日

5 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
笑顔のおうちクリニック 名古屋	名古屋市中区大須二丁目26番28号	平成23年 12月31日

6 介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
笑顔のおうちクリニック 名古屋	名古屋市中区大須二丁目26番28号	平成23年 12月31日

7 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
武田歯科医院	名古屋市中区大須二丁目26番28号	平成24年 1月31日
笑顔のおうちクリニック 名古屋	名古屋市中区大須二丁目26番28号	平成23年 12月31日
医療法人高野医院	名古屋市中区大須二丁目26番28号	平成24年 2月5日

8 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
武田歯科医院	名古屋市中区大須二丁目26番28号	平成24年 1月31日
笑顔のおうちクリニック 名古屋	名古屋市中区大須二丁目26番28号	平成23年 12月31日

医療法人高野医院	名古屋市昭和区折戸町 5丁目45番地	平成24年 2月 5日
----------	--------------------	----------------

9 通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
通所リハウカイ	名古屋市中村区賑町26番地	平成23年 8月31日

10 介護予防通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
通所リハウカイ	名古屋市中村区賑町26番地	平成23年 8月31日

11 認知症対応型通所介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
サポートハウス藤ヶ丘	名古屋市名東区宝が丘 191番地	平成24年 2月21日

12 介護予防認知症対応型通所介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
サポートハウス藤ヶ丘	名古屋市名東区宝が丘 191番地	平成24年 2月21日

13 居宅介護支援事業

介護機関名	所在地	廃止年月日
鵜飼病院居宅介護支援事業所	名古屋市中村区賑町26番地	平成23年 8月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 227号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国
後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成24年 4月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ヘルパーステーションそら	名古屋市北区上飯田東町 1丁目18番地の 1	平成24年 2月 1日
ひなたケアステーション	名古屋市中村区橋下町 3番 8号	平成24年 2月 1日
訪問介護センタークレア	名古屋市中区金山二丁目 4番23号	平成24年 2月 1日
緊急支援介護フォレストケアセンター	名古屋市昭和区川名本町 3丁目 5番地の 2	平成24年 2月 1日
ヘルパーステーション小池	名古屋市昭和区広路通 5丁目 7番地の 1	平成24年 2月 1日
訪問介護事業所芳泉	名古屋市瑞穂区大喜町 4丁目17番地の 7	平成24年 2月 1日

ヘルパーステーションマー ガレット天白	名古屋市天白区島田黒石1015番地 の 2	平成24年 2月13日
------------------------	--------------------------	----------------

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ヘルパーステーションそら	名古屋市北区上飯田東町 1丁目18 番地の 1	平成24年 2月 1日
ひなたケアステーション	名古屋市中村区橋下町 3番 8号	平成24年 2月 1日
訪問介護センタークレア	名古屋市中区金山二丁目 4番23号	平成24年 2月 1日
緊急支援介護フォレストケ アセンター	名古屋市昭和区川名本町 3丁目 5 番地の 2	平成24年 2月 1日
ヘルパーステーション小池	名古屋市昭和区広路通 5丁目 7番 地の 1	平成24年 2月 1日
訪問介護事業所芳泉	名古屋市瑞穂区大喜町 4丁目17番 地の 7	平成24年 2月 1日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
藤本メディカルクリニック	名古屋市北区清水三丁目17番 3号	平成23年 12月 1日
訪問看護ステーションひか り	名古屋市西区上小田井二丁目 104 番地	平成24年 2月10日
笑顔のおうちクリニック名 古屋	名古屋市中区大須三丁目14番43号	平成24年 1月 1日
ナースステーションマーガ レット天白	名古屋市天白区島田黒石1015番地 の 2	平成24年 2月13日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
藤本メディカルクリニック	名古屋市北区清水三丁目17番 3号	平成23年 12月 1日
訪問看護ステーションひかり	名古屋市西区上小田井二丁目 104番地	平成24年 2月10日
笑顔のおうちクリニック名古屋	名古屋市中区大須三丁目14番43号	平成24年 1月 1日

5 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
笑顔のおうちクリニック名古屋	名古屋市中区大須三丁目14番43号	平成24年 1月 1日

6 介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
笑顔のおうちクリニック名古屋	名古屋市中区大須三丁目14番43号	平成24年 1月 1日

7 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
キョーワ調剤薬局楠元店	名古屋市千種区楠元町 1丁目47番地	平成24年 2月 2日
スカイ調剤薬局東店	名古屋市東区百人町 109番地の 1	平成24年 2月 2日
スカイ調剤薬局中切店	名古屋市北区中切町 3丁目 1番地の 2	平成24年 2月 1日
笑顔のおうちクリニック名古屋	名古屋市中区大須三丁目14番43号	平成24年 1月 1日

ききょう調剤薬局	名古屋市中区大須三丁目30番60号	平成24年 2月23日
西高蔵歯科	名古屋市熱田区五本松町12番 1号	平成23年 11月 1日
スカイ調剤薬局金山店	名古屋市熱田区金山町一丁目 9番 2号	平成24年 2月 2日
まへの調剤薬局	名古屋市熱田区外土居町 5番14号	平成24年 2月23日
キョーワ調剤薬局中川店	名古屋市中川区松年町 4丁目63番 地の 2	平成24年 2月23日
キョーワ調剤薬局大江店	名古屋市南区加福本通 2丁目21番 地	平成24年 2月24日
キョーワ調剤薬局みどり藤 塚店	名古屋市緑区藤塚三丁目2610番地	平成24年 2月16日
キョーワ調剤薬局朝日ヶ丘	名古屋市名東区朝日が丘98番地	平成24年 2月 1日
スカイ調剤薬局香南店	名古屋市名東区香南一丁目 501番 地の 1	平成24年 2月 1日
スカイ調剤薬局本郷店	名古屋市名東区本郷二丁目94番地 の 1	平成24年 2月 1日
キョーワ調剤薬局原店	名古屋市天白区原一丁目1905番地 の32	平成24年 2月 3日

8 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
キョーワ調剤薬局楠元店	名古屋市千種区楠元町 1丁目47番 地	平成24年 2月 2日
スカイ調剤薬局東店	名古屋市東区百人町 109番地の 1	平成24年 2月 2日

スカイ調剤薬局中切店	名古屋市北区中切町 3丁目 1番地の 2	平成24年 2月 1日
笑顔のおうちクリニック名古屋	名古屋市中区大須三丁目14番43号	平成24年 1月 1日
ききょう調剤薬局	名古屋市中区大須三丁目30番60号	平成24年 2月23日
キョーワ調剤薬局桜山店	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目 2番地	平成24年 1月30日
西高蔵歯科	名古屋市熱田区五本松町12番 1号	平成23年 11月 1日
スカイ調剤薬局金山店	名古屋市熱田区金山町一丁目 9番 2号	平成24年 2月 2日
まへの調剤薬局	名古屋市熱田区外土居町 5番14号	平成24年 2月23日
キョーワ調剤薬局中川店	名古屋市中川区松年町 4丁目63番 地の 2	平成24年 2月23日
キョーワ調剤薬局大江店	名古屋市南区加福本通 2丁目21番 地	平成24年 2月24日
キョーワ調剤薬局みどり藤塚店	名古屋市緑区藤塚三丁目2610番地	平成24年 2月16日
キョーワ調剤薬局大高店	名古屋市緑区大高町字鶴田 187番 地の 2	平成24年 2月 3日
キョーワ調剤薬局朝日ヶ丘	名古屋市名東区朝日が丘98番地	平成24年 2月 1日
スカイ調剤薬局香南店	名古屋市名東区香南一丁目 501番 地の 1	平成24年 2月 1日
スカイ調剤薬局本郷店	名古屋市名東区本郷二丁目94番地 の 1	平成24年 2月 1日

キョーワ調剤薬局原店	名古屋市天白区原一丁目1905番地の32	平成24年 2月 3日
------------	----------------------	----------------

9 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
リハビリデイサービス中村公園前	名古屋市中村区乾出町 2丁目38番地	平成24年 2月 15日
ジョイリハ昭和御器所	名古屋市昭和区御器所四丁目22番13号	平成24年 2月 1日
デイサービスいっぽ	名古屋市港区善進本町 214番地	平成24年 2月 29日
ヒューマンライフケア道德	名古屋市南区豊田二丁目16番24号	平成24年 3月 1日
デイサービスパンダの宝物	名古屋市南区明治一丁目14番53号	平成24年 2月 1日
デイサロンごかん牧の里	名古屋市名東区牧の里一丁目 108番地	平成23年 12月 1日
デイサービスHEARTH	名古屋市天白区植田三丁目 505番地	平成24年 2月 28日
デイサービスセンター健遊館島田別館	名古屋市天白区保呂町2204番地	平成23年 11月 1日

10 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
リハビリデイサービス中村公園前	名古屋市中村区乾出町 2丁目38番地	平成24年 2月 15日
ジョイリハ昭和御器所	名古屋市昭和区御器所四丁目22番13号	平成24年 2月 1日

ヒューマンライフケア道德	名古屋市南区豊田二丁目16番24号	平成24年 3月 1日
デイサービスパンダの宝物	名古屋市南区明治一丁目14番53号	平成24年 2月 1日
ユートピア第2つくもデイサービスセンター	名古屋市守山区鼓が丘一丁目 115番地	平成23年 11月 1日
デイサロングかん牧の里	名古屋市名東区牧の里一丁目 108番地	平成23年 12月 1日
デイサービスH E A R T H	名古屋市天白区植田三丁目 505番地	平成24年 2月28日
デイサービスセンター健遊館島田別館	名古屋市天白区保呂町2204番地	平成23年 11月 1日

11 通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
通所リハウカイ	名古屋市中村区寿町 6番地の 1	平成23年 9月 1日

12 介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
通所リハウカイ	名古屋市中村区寿町 6番地の 1	平成23年 9月 1日

13 短期入所生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームアメニティ天白	名古屋市天白区土原二丁目 122番地	平成24年 2月 1日

14 介護予防短期入所生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームアメニ ティ天白	名古屋市天白区土原二丁目 122番 地	平成24年 2月 1日

15 特定施設入居者生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ハイリタイヤー名城	名古屋市西区新道二丁目 1番21号	平成24年 2月 1日
ハイリタイヤー松葉公園	名古屋市中川区丸米町 2丁目23番 地	平成24年 3月 1日

16 介護予防特定施設入居者生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ハイリタイヤー名城	名古屋市西区新道二丁目 1番21号	平成24年 2月 1日
ハイリタイヤー松葉公園	名古屋市中川区丸米町 2丁目23番 地	平成24年 3月 1日

17 福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
福祉用具マーガレット天白	名古屋市天白区島田黒石1015番地 の 2	平成24年 2月13日

18 介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
福祉用具マーガレット天白	名古屋市天白区島田黒石1015番地 の 2	平成24年 2月13日

19 認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
きずなの里ひがし	名古屋市東区東外堀町36番地の 1	平成24年 2月 1日

20 介護予防認知症対応型共同生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
きずなの里ひがし	名古屋市東区東外堀町36番地の 1	平成24年 2月 1日

21 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
ル・レーヴ居宅介護支援事業所	名古屋市千種区覚王山通 9丁目 8番地	平成24年 2月 6日
鵜飼病院居宅介護支援事業所	名古屋市中村区寿町 6番地の 1	平成23年 9月 1日
居宅介護支援事業所芳泉	名古屋市瑞穂区大喜町 4丁目17番地の 7	平成24年 2月 1日
ニチイケアセンター名南	名古屋市南区元柴田西町 1丁目29番地	平成24年 2月 1日
ツクイ名古屋守山	名古屋市守山区小幡南三丁目21番12号	平成24年 3月 1日
ケアプランセンターごかん名東事業所	名古屋市名東区牧の里一丁目 108番地	平成23年 10月 1日
ケアプランセンターマーガレット天白	名古屋市天白区島田黒石1015番地の 2	平成24年 2月13日

22 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
福祉用具マーガレット天白	名古屋市天白区島田黒石1015番地の 2	平成24年 2月13日

23 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
福祉用具マーガレット天白	名古屋市天白区島田黒石1015番地の 2	平成24年 2月13日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 228号

名古屋市農業センター、名古屋市東谷山フルーツパーク及び名古屋市農業文化園の臨時開所について

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 8条第 3項及び名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第 3条の 2第 2項の規定に基づき、次のとおり休所日に臨時に開所し、名古屋市農業文化園条例施行細則（平成元年名古屋市規則第22号）第 3条の 2第 2項の規定に基づき、次のとおり休園日に臨時に開園します。

平成24年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所又は開園する期日

平成24年 5月 1日（火）

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 229号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第4条の2第1項の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成24年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

使用料を納付しなければならない期間

平成24年 5月 3日（木・祝）から同月 6日（日）まで

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 230号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年 4月27日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成23年11月11日 23指令住開指第 138号	名古屋市名東区香流三 丁目 120番	愛知県稲沢市松下二丁目 1番 6ー 201号 株式会社エイチティーピ ー 代表取締役 松迫礼子
平成23年 7月 1日 23指令住開指第40号	名古屋市守山区鼓が丘 一丁目 110番外 1筆及 び大字吉根字太鼓ケ根 3231番27外13筆	名古屋市守山区大字中志 段味字湿ケ2016番地 北野高繁
平成23年10月20日 23指令住開指第 125号	名古屋市北区楠一丁目 1807番	名古屋市中区丸の内一丁 目17番 2号 株式会社玉善 代表取締役 玉野善教
平成23年12月 6日 23指令住開指第 152号	名古屋市緑区桶狭間神 明1001番 2外 9筆	名古屋市緑区桶狭間神明 1067番地 富田洋子

平成21年 2月 4日 20指令住開指第 146号	(第一工区) 名古屋市熱田区池内町 601番及び602番	名古屋市中区三の丸三丁 目 1番 1号 名古屋市長 河村たかし
平成23年12月 7日 23指令住開指第 153号	名古屋市緑区鳴海町字 清水寺15番外 3筆	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田和彦
平成23年11月15日 23指令住開指第 141号	名古屋市守山区瀬古東 三丁目1154番外10筆	神奈川県横浜市青葉区荏 田西二丁目 3番地 2 株式会社クリエイトエス ・ディー 代表取締役 若尾鐵志郎
平成24年 1月26日 23指令住開指第 182号	(第二工区) 名古屋市港区津金一丁 目 615番及び 616番の 各一部	名古屋市瑞穂区瑞穂通三 丁目21番地 丸美産業株式会社 代表取締役 南 喜幸
平成23年11月16日 23指令住開指第 135号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2110番 523	愛知県春日井市白山町 1 丁目61番地 5 小田秀明 小田真由美
平成24年 1月24日 23指令住開指第 180号	名古屋市守山区瀬古東 三丁目1181番及び1182 番	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦
平成24年 1月24日 23指令住開指第 179号	名古屋市守山区瀬古東 二丁目1007番及び1008 番	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 231号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第9条第4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

平成24年 5月 1日

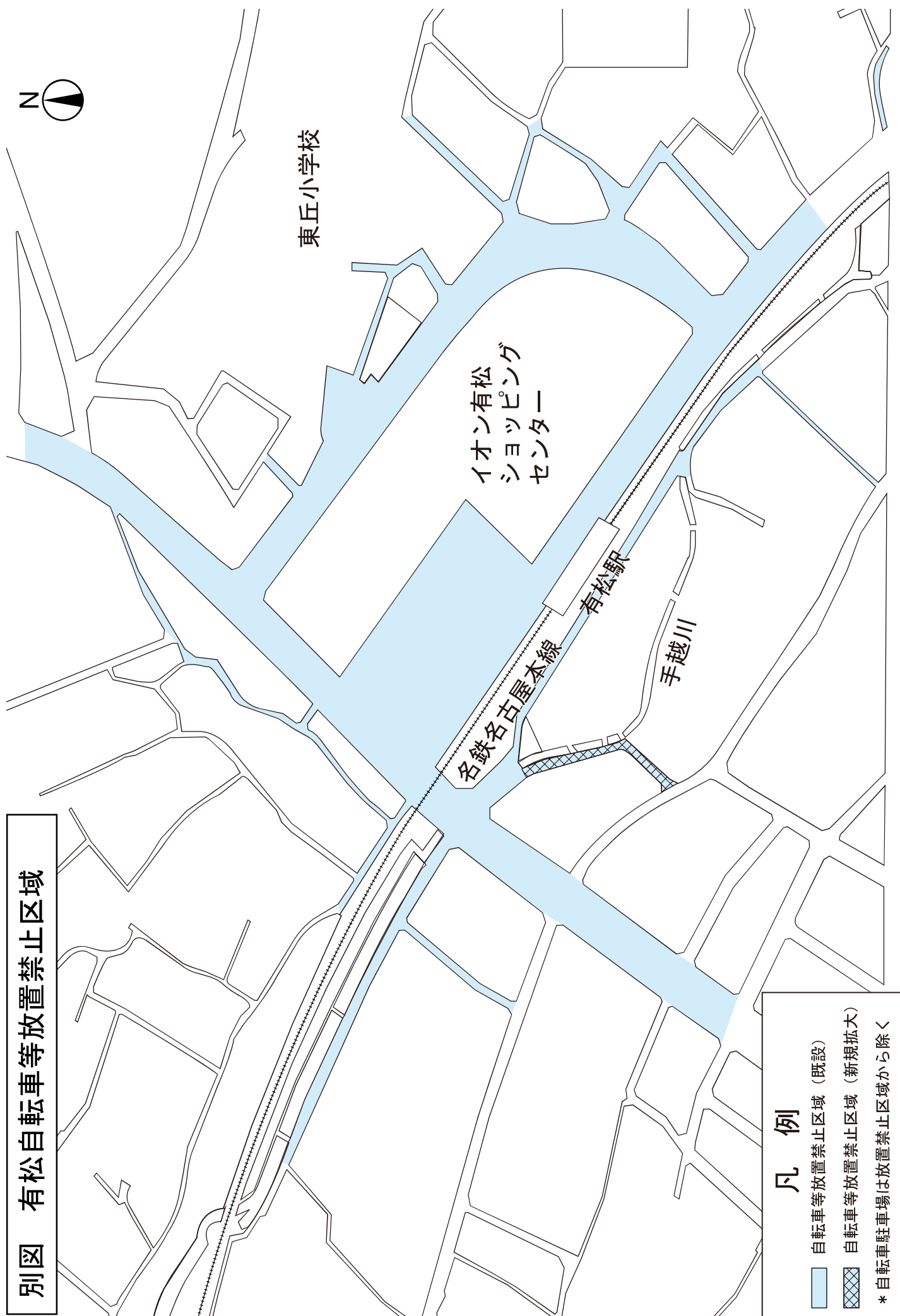
名古屋市長 河 村 た か し

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
平成24年 6月 1日	有松自転車等放置 禁止区域	緑区有松、鳴海町字有 松裏、鳴海町字米塚及 び鳴海町字細根	別図の とおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

別図 有松自転車等放置禁止区域



凡 例

- 自転車等放置禁止区域 (既設)
- 自転車等放置禁止区域 (新規拡大)
- * 自転車駐車場は放置禁止区域から除く

名古屋市告示第 232号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成24年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

東京都中央区日本橋茅場町 3丁目 1番11号
財団法人自転車駐車場整備センター
理事長 山 本 正 堯

3 委託期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

藤が丘第一自転車駐車場、藤が丘第二自転車駐車場、藤が丘第三自転車駐車場、藤が丘第四自転車駐車場、藤が丘第五自転車駐車場、藤が丘第六自転車駐車場、藤が丘第七自転車駐車場及び藤が丘東自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 233号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成24年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市名東区引山四丁目 601番地
株式会社猪正
代表取締役 西 尾 浩 己

3 委託期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

徳重第一自転車駐車場及び徳重第二自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 234号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のとおり徴収事務を委託しました。

平成24年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付された自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市中川区八熊二丁目 1番11号
株式会社日本メカトロニクス
代表取締役社長 山 口 正 孝

3 委託期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

笈瀬川自転車駐車場、清正公自転車駐車場、国際センター北自転車駐車場、
国際センター南自転車駐車場、椿自転車駐車場、椿第二自転車駐車場、西
柳自転車駐車場及び東別院第一自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 235号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成24年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付される自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

グリーンパークなごや

代表者

名古屋市中区千代田一丁目 7番 8号

株式会社光建

代表取締役 正 田 要 一

3 委託期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

浄心第一自転車駐車場、浄心第二自転車駐車場、浄心西自転車駐車場、浅間町第一自転車駐車場、浅間町第二自転車駐車場及び亀島第六自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 236号

有料自転車駐車場の自転車等の整理に要する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託しました。

平成24年 5月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第25条第 1項の規定により納付される自転車等の整理に要する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市西区新福寺町 1丁目57番地

蔦井株式会社

代表取締役 熊 田 光 男

3 委託期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

4 対象自転車駐車場

千種第一自転車駐車場、今池第六自転車駐車場、新栄第一自転車駐車場、中村公園北自転車駐車場、中村公園第一自転車駐車場、中村公園西自転車駐車場、中村公園東自転車駐車場、中村公園南自転車駐車場、中村公園第四自転車駐車場、本陣第一自転車駐車場、本陣第二自転車駐車場、本陣第三自転車駐車場、本陣第四自転車駐車場、川名第一自転車駐車場、中村区役所第一自転車駐車場、中村区役所第二自転車駐車場、妙音通第一自転車駐車場、妙音通第二自転車駐車場、塩釜口第一自転車駐車場、塩釜口第二自転車駐車場、塩釜口第三自転車駐車場、塩釜口第四自転車駐車場、塩釜

口第七自転車駐車場及び塩釜口第八自転車駐車場

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 237 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対するものを指定します。

平成24年 5 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
財団法人中部科学技術センター	名古屋市中区大須一丁目35番18号	平成24年 1 月 1 日から平成24年 3 月31日までの間に個人が支出した寄附金
公益財団法人中部科学技術センター	名古屋市中区大須一丁目35番18号	平成24年 4 月 1 日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 238号

介護保険指定特別給付事業者の廃止

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）第22条の 6の規定に基づき、次のように介護保険指定特別給付事業者から事業を廃止した旨の届出がありました。

平成24年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所	事業所の名称	事業所の所在地	廃 止 年月日
株式会社ライト ハウス	名古屋市北区楠味 銃四丁目1518番地 の 1	さくら配食サー ビス楠・春日井 事業所	名古屋市北区東味 銃一丁目1027番地	平成24年 1月31日
株式会社クリッ プコーポレーシ ョン	名古屋市千種区内 山三丁目18番10号	さくら配食サー ビス熱田事業所	名古屋市熱田区玉 の井町 1番 1号	平成24年 1月31日
川久保 篤志	名古屋市瑞穂区河 岸一丁目 1番58号	宅配クック 123 名古屋瑞穂店	名古屋市瑞穂区河 岸一丁目 1番58号	平成24年 2月29日
ケアパートナー 株式会社	東京都港区港南 2 丁目16番 1号	ケアパートナー 大高	名古屋市緑区清水 山二丁目 402番地	平成24年 2月29日
ケアパートナー 株式会社	東京都港区港南 2 丁目16番 1号	ケアパートナー みなとセンター	名古屋市港区宝神 二丁目2008番地	平成24年 2月29日
ケアパートナー 株式会社	東京都港区港南 2 丁目16番 1号	ケアパートナー 本陣	名古屋市中村区猪 之越町 3丁目 6番 34号	平成24年 3月31日
ケアパートナー 株式会社	東京都港区港南 2 丁目16番 1号	ケアパートナー 笠寺	名古屋市南区弥次 エ町 4丁目33番地	平成24年 3月31日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課

名古屋市監査委員告示第 1 号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、外部監査人田口勤の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成24年 4 月25日

名古屋市監査委員	斎 藤 まこと
同	荒 川 和 夫
同	吉 井 信 雄
同	久 野 峯 一

氏 名	住 所	補助できる期間
堀 龍 之	岐阜県大垣市静里町1731番地 6	告示の日から 平成25年 3 月31日まで
庄 司 俊 哉	名古屋市中区新栄三丁目20番30号	
服 部 由 美	名古屋市東区白壁四丁目13番地	
菊 池 龍 太	名古屋市中区松原二丁目 8 番 8 号	
杉 浦 理 絵	愛知県西尾市伊藤四丁目15番地 8	
堀 尾 博 樹	名古屋市西区比良二丁目201番地	

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

名古屋市上下水道局長 長谷川 和 司

別表第1 人事・服務関係の表部長の欄第1号の2中「主幹」の次に「(公所を勤務地とする主幹を除く。)」を加え、同表課公所長の欄第4号中「副公所長」の次に「、出張所長」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局次長以下代決規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第22号

名古屋市上下水道局安全衛生管理規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

名古屋市上下水道局長 長谷川 和 司

第6条第1項中「副公所長」の次に「、主幹」を加える。

第18条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 技術本部管路部管路センター（以下「管路センター」という。）に属する主幹（管路部に限る。）

第20条第2号中「副公所長」の次に「、主幹」を加える。

附則第4項を次のように改める。

- 4 管路センターにおける第6条第1項、第18条第2号、第20条第2号及び第21条第1項の規定の適用については、当分の間、第6条第1項中「副公所長及び」とあるのは「副公所長、出張所長及び」と、第18条第2号中「公所の長」とあるのは「公所の長及び出張所長」と、第20条第2号中「副公所長及び」とあるのは「副公所長、出張所長及び」と、第21条第1項中「副公所長又は」とあるのは「副公所長、出張所長又は」とする。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第 23 号

短時間嘱託職員就業規程（平成 15 年名古屋市交通局管理規程第 25 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 4 月 25 日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

第 23 条第 2 項中「駅務員」の次に「及び技術員」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の短時間嘱託職員就業規程の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 4月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンエスビル

名古屋市西区上小田井一丁目50番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.	駐車場	実効収容台数		収容台数	
		変更前	変更後	変更前	変更後
1	建物北側駐車場	—	50台	86台	50台
2	建物屋上駐車場	—	68台	68台	68台
3	名鉄協商上小田井駅	—	2台	—	8台
4	名鉄協商上小田井駅第3	—	3台	—	12台
5	TKJ小田井パーキング	—	31台	—	42台
計		—	154台	154台	180台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物北側駐車場	午前 8時30分から 午後11時30分まで (年間 150日は午前 8時30分から午後12時00分まで)	変更なし

建物屋上駐車場	午前 9時00分から 午後10時00分まで (年間 100日は午前 8時30分から午後10時00分まで)	変更なし
名鉄協商上小田井駅	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで
名鉄協商上小田井駅第 3	—	
T K J 小田井パーキング	—	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	1箇所	3箇所
出口	1箇所	2箇所
出入口	4箇所	4箇所
計	6箇所	9箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成24年 4月 1日

4 変更しようとする理由

土地所有者の都合により、敷地内駐車場の一部を返却するため

5 届出の日

平成24年 3月30日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
西区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成24年 4月23日から平成24年 8月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の

休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成24年 8月23日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 4月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン有松

名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
有松駅前第1種市街地再開発事業商業施設	イオンタウン有松

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

No.	設置者	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
1	名古屋市	名古屋市長 松原 武久	名古屋市長 河村 たかし	平成21年 4月28日
2	名古屋鉄道(株)	代表取締役 木下 榮一郎	代表取締役 山本 亜土	平成20年 6月26日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)トーシン	代表取締役 石田 信文	名古屋市中区栄三丁目4番21号	—	—	—	平成21年 3月31日

2	愛眼(株)	代表取締役 佐々 栄治	大阪市天王 寺区大道四 丁目 9番12 号	—	—	—	平成 21年 9月 23日
3	(株)エービー シーマート	代表取締役 三木 正浩	東京都渋谷 区神南一丁 目20番 9号	—	—	—	平成 21年 5月 10日
4	(株)エーアイ	代表取締役 山田 和昌	岐阜県多治 見市旭ヶ丘 9丁目 3番 地23	—	—	—	平成 19年 8月 31日
5	イトキン(株)	代表取締役 辻村 章夫	大阪市西区 南堀江一丁 目 4番19号	—	—	—	平成 18年 7月 30日
6	(株)オンワー ド檜山	代表取締役 上村 茂	東京都中央 区日本橋三 丁目10番 5 号	—	—	—	平成 20年 2月 20日
7	トリンプイ ンターナシ ョナルジャ パン(株)	代表取締役 吉越 浩一 郎	東京都大田 区平和島六 丁目 1番 1 号	—	—	—	平成 20年 4月 30日
8	(株)ほていや	代表取締役 猪飼 忍	名古屋市東 区泉二丁目 21番25号	—	—	—	平成 20年 12月 20日
9	(株)ウェイヴ	代表取締役 望月 威志	東京都豊島 区南池袋一 丁目28番 2 号	—	—	—	平成 18年 11月 30日
10	(株)生活考房	代表取締役 岩谷 温	名古屋市昭 和区吹上町 2丁目 9番 2	—	—	—	平成 19年 3月 29日
11	アイリスプ ラザ(株)	代表取締役 大山 健太 郎	仙台市青葉 区北目町 1 番地13	—	—	—	平成 19年 1月 20日

12	(株)名古屋中村	代表取締役 中村 太一	名古屋市中 区富士見町 13番地19	—	—	—	平成 19年 7月 20日
13	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣 市外渕 2丁 目38番地	—	—	—	平成 20年 8月 24日
14	あずみ(株)	代表取締役 原岡 稔	名古屋市中 区錦三丁目 20番27号	—	—	—	平成 20年 9月 23日
15	(株)パレモ	代表取締役 中本 敏幸	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	—	—	—	平成 20年 2月 20日
16	(株)たけうち	代表取締役 竹内 實	兵庫県赤穂 市 加 里 屋 2164番地の 28	—	—	—	平成 18年 9月 18日
17	—	—	—	マックスバ リュ中京(株)	代表取締役 山崎 浩史	名古屋市中 村区名駅五 丁目25番 1 号	平成 20年 8月 21日
18	—	—	—	(株)ジーフッ ト	代表取締役 服部 博幸	名古屋市中 区今池三 丁目 4番10 号	平成 21年 12月 10日
19	—	—	—	(株)セレクシ ョン	代表取締役 大野 修	大阪府茨木 市南春日丘 七丁目 1番 2号	平成 18年 12月 16日
20	—	—	—	百円コンビ ニマート(株)	代表取締役 田口 喜啓	三重県伊勢 市曾弥一丁 目11番13号	平成 22年 6月 3日
21	(株)マリア・ マリアコー ポレーショ ン	代表取締役 米又 幹夫	広島市東区 光町一丁目 10番19号	アイメディ ア(株)	変更なし	変更なし	平成 22年 8月 1日

22	(有)アート	代表取締役 加藤 秀成	名古屋市天 白区植田山 五丁目2125 番	(株)アート	変更なし	名古屋市天 白区植田山 五丁目2125 番地	平成 17年 11月 11日
23	(株)ブックバ ーン	代表取締役 柿内 宏一	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	(株)未来屋書 店	代表取締役 中山 章	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 6番地	平成 18年 5月 18日
24	リフォーム スタジオ(株)	代表取締役 西村 正克	東京都中央 区日本橋小 網町19番地 7	変更なし	代表取締役 渡邊 善仁	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	平成 19年 2月 27日
25	(株)キャン ドゥ	代表取締役 城戸 博司	東京都板橋 区板橋 3丁 目 9番 7号	変更なし	代表取締役 城戸 一弥	東京都板橋 区板橋三丁 目 9番 7号	平成 23年 4月 1日
26	カメラのア マノ(株)	代表取締役 天野 信二	名古屋市北 区城東町 7 丁目 150番 地	変更なし	変更なし	名古屋市中 区錦一丁目 2番 7号	平成 19年 5月 2日
27	(株)ライト オン	代表取締役 藤原 政博	茨城県つく ば市東新井 37番地 1	変更なし	変更なし	茨城県つく ば市吾妻一 丁目11番 1	平成 18年 8月 21日

3 変更の日

- (1) 大規模小売店舗の名称については、平成23年11月21日
- (2) 設置者の代表者については、上記2(2)で既述
- (3) 小売業者については、上記2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の名称については、店舗名称の変更のため
- (2) 設置者については、代表者の変更のため
- (3) No. 1からNo.16の小売業者については、退店のため
- (4) No.17からNo.20の小売業者については、入店のため
- (5) No.21の小売業者については、名称の変更のため
- (6) No.22の小売業者については、名称の変更及び住所の誤記修正のため

- (7) No.23の小売業者については、名称及び代表者並びに住所の変更のため
- (8) No.24の小売業者については、代表者及び住所の変更のため
- (9) No.25の小売業者については、代表者の変更及び住所の誤記修正のため
- (10) No.26及びNo.27の小売業者については、住所の変更のため

5 届出の日

平成24年 3月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成24年 4月24日から平成24年 8月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成24年 8月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

平成24年度名古屋市職員第1類・免許資格職採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成24年4月24日

名古屋市人事委員会委員長 諏訪 一夫



平成24年度

名古屋市職員採用試験案内（第1類・免許資格職）

平成24年4月24日

名古屋市人事委員会

【申込方法及び期間】

原則インターネット申込:4月24日（火）から5月8日（火）までの本登録完了分有効

※申込方法は6ページ参照

今年度の主な変更点

- ・免許資格職「獣医」区分の受験資格年齢の上限を引き上げます。
- ・「教養試験」の問題数を減らし、試験時間を短くします。
- ・6月24日に論文試験を実施する試験区分があります。（3ページ参照）

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容等

（注）採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により大きく変動することがあります。

	試験区分	採用予定人員	主な職務内容（※）
第1類	事務	行政一般	105名程度
		法 律	70名程度
		経 済	70名程度
		社会福祉	40名程度
	技術	土 木	35名程度
		建 築	若干名
		機 械	10名程度
		電 気	10名程度
		応用化学	5名程度
		造 園	5名程度
	研究	研究（機械）	1名程度
		研究（無機化学）	1名程度
		研究（獣医）	若干名
	学校事務	15名程度	
	消 防	70名程度	
免許資格職	衛 生	10名程度	
	獣 医	5名程度	
	学芸（天文）	1名程度	

（※）組織の改廃等により、採用後、上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することとなる場合もあります。

2 受験資格

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれにも該当しない方

- ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 年齢要件等

試験区分等	年 齢 等
第1類 【全試験区分】	次のいずれかに該当する方 ① 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方
免許資格職 【衛生・学芸】	② 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業又は平成25年3月31日までに卒業見込の方
免許資格職 【獣医】	次のいずれかに該当する方 ① 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方 ② 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業又は平成25年3月31日までに卒業見込の方

(3) 各試験区分における受験資格（該当試験区分のみ）

試験区分等	受 験 資 格
第1類 【消防】	日本国籍を有し、【別表】の身体的条件を満たす方
免許資格職 【衛生・獣医】	食品衛生監視員の任用資格（【別表】参照）を有する方又は平成25年3月末までに有する見込の方
免許資格職 【学芸】	学芸員の資格を有する方又は平成25年3月末までに有する見込の方

(注)「消防」以外の試験区分については、日本国籍を有しない方も受験できますが、採用後、従事できる職務に制限があります。(8ページ参照)

(4) 活字印刷文による出題に対応できる方

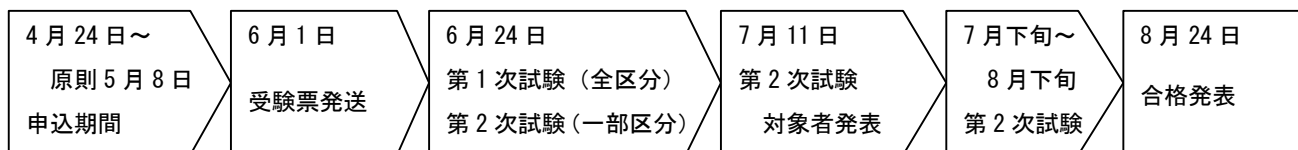
【別表】

消防の身体的条件	食品衛生監視員の任用資格
①身 長…160 cm以上 ②矯 正 視 力…両眼 0.7 以上かつ一眼それぞれ 0.3 以上 ③基本色の識別…赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ④聴 力…左右とも正常であること ⑤そ の 他…消防官としての職務遂行に支障のないこと	次のいずれかに該当する方 ①医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ②栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方 ③学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方 ④厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方 ※③又は④に該当する方は、食品衛生監視員の任用資格を有することを証明する書類（学校等が発行する成績証明書等）を提出していただきます。詳しくは第2次試験対象者に通知します。

3 試験の日程等 (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

※電話による日程等の問い合わせはご遠慮ください。

(1) 主な流れ



受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、それぞれの日程にあわせて名古屋市公式ウェブサイト(以下、市ウェブサイトといいます。)を必ずご確認ください。

(2) 試験日程等 (試験日程を受験者の希望により変更することは一切できません。)

① 行政一般・法律・経済・社会福祉・学校事務

日程	実施試験内容		結果発表日
6月24日(日) 午前8時45分集合 午前9時00分着席	第1次試験	<教養試験> <専門試験>(法律・経済・社会福祉のみ) ※行政一般・学校事務は、正午過ぎに終了予定です。 ※法律・経済・社会福祉の受験者は、昼食等を持参してください。	7月11日(水) ※第2次試験の対象者のみに文書で通知します。 (不合格者には通知しません。)
7月22日(日) 午前中	第2次試験	<論文試験>	8月24日(金) ※第2次試験を全て受験した方全員に、文書で通知します。
7月下旬～8月下旬 のうち1日		<口述試験>	

② 土木・建築・機械・電気・応用化学・造園・研究・消防・衛生・獣医・学芸

日程	実施試験内容		結果発表日
6月24日(日) 午前8時45分集合 午前9時00分着席	第1次試験	<教養試験> <専門試験>(消防・学芸を除く) <論文試験(経験・業績論文)>(学芸のみ)	7月11日(水) ※第2次試験の対象者のみに文書で通知します。 (不合格者には通知しません。)
	第2次試験	<論文試験> ※昼食等を持参してください。	
7月下旬～8月下旬 のうち1日 (「消防」のみ2日)		<口述試験> <体力検査>(消防のみ)7月下旬の1日 <身体検査>(消防のみ)診断書提出方式	8月24日(金) ※第2次試験を全て受験した方全員に、文書で通知します。

- ・試験会場の情報は、受験票受領後、市ウェブサイトで所在地などを確認してください。
- ・試験結果の通知は文書で行います。(第1次試験不合格者を除く。)また、それぞれの発表日から約1週間、該当する方の受験番号を人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。(詳細は必ず文書による通知を確認してください。)
- ・試験会場内における携帯電話等の通信機器の操作や、一切の情報の送受信等を禁止します。試験会場に到着する前に、通信機器の電源を切り、必ずかばんの中にしまってください。また、携帯用録画・録音機等による録画・録音等の行為を固く禁じます。その他不正行為等を含め、以上の内容について違反が確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。
- ・電話等による可否に関する問い合わせはお答えいたしかねます。
- ・試験会場付近で可否通知等を有料で受け付けている場合がありますが、当委員会とは関係ありません。
- ・試験成績の開示については7ページをご確認ください。

4 試験の内容及び出題分野（試験問題の例題などは市ウェブサイトでご確認ください。）

※ 5 ページ下段の注意事項とあわせてご確認ください。

（1）行政一般・学校事務

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	150 分	600 点
第2次試験	論文試験	60 分	合計
	口述試験	—	2400 点

（2）法律・経済・社会福祉・土木・建築・機械・電気・応用化学・造園・衛生・獣医

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	105 分	280 点
	専門試験	120 分	320 点
第2次試験	論文試験	60 分	合計
	口述試験	—	2400 点

【別表】第1次試験専門試験の出題分野等

試験区分	出題分野等
法 律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学
経 済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法及び民法
社会福祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
応用化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
造 園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む）、造園関連基礎
衛 生	物理・化学・生物、衛生、薬事法規・薬事制度 <22 問 必須> 食品科学、応用微生物学、公衆衛生学、畜産物利用学（18 問） 薬理、薬剤、病態・薬物治療（18 問） <以上 36 問中 18 問 選択>
獣 医	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜病理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜繁殖学、 家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般

(3) 消防

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	150 分	600 点
第2次試験	論文試験	60 分	与えられた課題についての記述式試験を行います。 ※6月24日(日)に実施します。
	体力検査	1 日	
	口述試験	—	個別面接を行います。
	身体検査	—	職務遂行に必要な身体的条件及び健康度をみる検査(尿検査、胸部エックス線検査、心電図等)を各自医療機関等で受検し、人事委員会事務局が指定する様式で提出していただきます。 なお、受検に必要な費用は受験者の負担となります。詳細は、第2次試験対象者に文書にて通知します。

※身体検査は点数化せず、職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の判定に使用します。

(4) 研究(機械、無機化学、獣医)

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	105 分	280 点
	専門試験	60 分	320 点
第2次試験	論文試験	60 分	与えられた課題についての記述式試験を行います。 ※6月24日(日)に実施します。
	口述試験	—	

(5) 学芸(天文)

試験科目	時間	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	105 分	140 点
	経験・業績論文	60 分	460 点
第2次試験	論文試験	60 分	与えられた課題についての記述式試験を行います。 ※6月24日(日)に実施します。
	口述試験	—	

～ 注意事項 ～

- ・第2次試験対象者は、第1次試験の結果により決定します。
- ・合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。
- ・受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。
- ・第1次試験において「専門試験」又は「経験・業績論文」の得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。その場合、「教養試験」の採点はありません。
- ・第2次試験において「論文試験」の得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。その場合、「口述試験」の採点はありません。ただし、試験区分「消防」は「体力検査」の得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。その場合、他の試験科目の採点はありません。

5 受験申込手続

原則として「インターネット」により申し込んでください。なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している平成 24 年名古屋市人事委員会告示第 1 号をご一読ください。

この試験案内中で申込できる試験区分は 1 人につき 1 つに限ります。「インターネット」と「郵送」などの二重申込はできません。また、申込を受理した後の試験区分の変更は一切できませんので、よく確認してから申込を行ってください。

(1) インターネット

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、受験票を印刷するためにプリンターと Adobe Reader が必要となります。 ※Adobe Reader は以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html ※受験票の印刷は A 4 判の普通紙で行ってください。 ※使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。
期間	4 月 24 日（火）から 5 月 8 日（火）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 ・必ず期間内に本登録まで完了させてください。（本登録が完了すると、それをお知らせするメールが通常遅くとも数時間以内には届きます。） ・期間中でも、午前 2 時 00 分から午前 4 時 59 分までは申込できません。また、システム管理等のため、システムの運用を、予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。
アクセス及び方法	・名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、「名古屋市職員採用試験を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。 ・詳しくは、名古屋市電子申請サービスの画面やメールの指示に従ってください。 ※「受付番号」と「パスワード」は名古屋市電子申請サービスにアクセスする時に必要となりますので、必ずメモして控えておいてください。
受験票の交付手順	①6月1日（金）以降に送付するメールを確認し、メールの記載内容に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） ②6月5日（火）までにメールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従って受験票再発行の手続きを取ってください。 ③写真票は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をし、試験当日に受験票とともにお持ちください。写真や署名がない場合は受験できません。

(2) 郵送（速達郵便を推奨します。）※郵送申込（定形外の速達）には通常 390 円必要です。

提出書類	9～11 ページの「記入要領」及び「申込書記入例」に従い、次の 2 点を整えてください。 ①受験申込書 ②郵便はがき（80 円切手を貼付けた封筒でも可）
期間	4 月 24 日（火）から 5 月 10 日（木）までの消印のあるもののみを有効とします。 ・書類の記入内容等に不備がある場合は受理できませんので、確実に 9～11 ページの「記入要領」及び「申込書記入例」に従って、期限に余裕をもって申し込んでください。
送付方法	9～11 ページの「記入要領」及び「申込書記入例」に従ってください。 【送付先】〒460-8508 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係 （住所記入不要）
受験票の交付手順	①6 月 1 日（金）以降に受験票を郵送します。 ②6 月 6 日（水）までに届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従って受験票再発行の手続きを取ってください。 ③写真票は、必ず写真を貼付し、試験当日にお持ちください。写真がない場合は受験できません。

6 合格から採用まで

(1) 人事委員会が行う手続き

- ①受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
- ②合格者は、試験区分ごとに、成績順に任用候補者名簿に登載されます。この名簿は原則として確定の日から1年間有効（有効期間の満了後は採用されません。）です。この名簿は、市長等の任命権者の請求に応じ成績順に提示されます。

(2) 任命権者が行う手続き

- ①任命権者は提示された名簿をもとに、意向調査、健康診断等を経て採用者を決定します。
- ②職種によって必要とされる免許等の資格が採用時に取得できない場合には、採用されません。
また、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。
- ③採用は原則として平成25年4月以降となりますが、状況により早期採用になる場合もあります。
- ④日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

7 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	総合順位 総合得点 科目別得点 対象者基準点	各試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）	人事委員会事務局において、必ず受験者本人が①運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（写真のあるもの）及び②受験票を両方とも提示して口頭で申し出てください。
第2次試験 不合格者	総合順位 総合得点 合格点	{ ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 （土・日・祝日・振替休日を除く。）	

- (注) ・ 請求できるのは受験者本人が直接市役所に来庁した場合のみです。（代理による請求はできません。）また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
- ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）
 - ・ 開示請求の対象となるのは、全科目を受験した方です。

8 初任給の例

（平成24年4月1日現在）

事務・技術	学校事務	消防
約191,000円	約186,000円	約199,000円

- (注) ・ 上表の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。ただし、交通局においては、「給料の額の特例に関する規程」に基づき給料月額が3%減額されます。
- ・ この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
 - ・ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
 - ・ 「学校事務」は県費負担職員となり、給与、勤務時間その他の勤務条件については愛知県の条例等が適用されます。
 - ・ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

9 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の①及び②に該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

① 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

② 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 本市職員で受験を希望する方

- ① 嘱託職員、任期付任用職員、臨時的任用職員は、受験資格を満たす場合、この試験案内に従って申込をしてください。
- ② 上記以外の本市職員は、所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害や新型インフルエンザ等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。日程変更等の有無は下記の問い合わせ方法により、当日午前7時以降にご確認ください。

＜電話（ボイスボックス）による問合せ＞ ※①から④までの手順で行ってください。

①【052 - 259 - 1222】に電話をかける。

②ボックス番号【05 - 29 - 72 - 67 - 07】と【#】を押す。

③暗証番号【3308】と【#】を押す。

④【2】と【#】を押してメッセージを再生。

11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 過去の実施結果（詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。）

実施年度	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
平成23年度	2,899	634	4.6
平成22年度	2,869	356	8.1
平成21年度	3,844	465	8.3

記 入 の 仕 方

試験区分	・受験する試験区分名及び対応する試験区分コード（下表参照）を記入してください。 ・申込できる区分は1つで、申込書を受理した後の変更はできません。 ・複数の職種に申込を行った場合、申込を行ったすべての職種の受験ができなくなる場合があります。
氏名	・略字は用いず、丁寧に楷書で記入してください。フリガナも記入してください。
性別	・該当する項目を○で囲んでください。
生年月日	・生年月日を記入し、平成25年3月31日現在の年齢も記入してください。
特別な配慮の希望	・第1次試験のときの、身体障害等による試験会場での特別な配慮の希望について、該当する方を○で囲んでください。「有」の場合、任意の用紙に配慮の内容と理由を具体的に記入し、申込書に添付してください。
住所	・都道府県名、マンション等の建物名・部屋番号も含めて記入してください。 ・対応する住所コード（下表参照）を記入してください。 ・試験結果等の通知を送付する送付先を記入してください。
連絡先	・平日の昼間に確実に連絡の取れる電話番号（携帯電話、勤務先、家族・友人その他の伝言を依頼できる場所等を含む。）を、確実に連絡の取れる順に必ず2つ記入してください。 ・【 】内には、連絡先がどこかを記入してください。
受験資格等	・該当する場合「□」に「レ」を記入し、年月の部分は資格又は免許の取得（取得見込）年月を記入してください。 ・「衛生」「獣医」を希望する方のうち、一定の条件に該当する第2次試験対象者は、食品衛生監視員の任用資格を有することを証明する書類を提出していただきます。提出される書類によっては確認に時間がかかりますので、試験案内の2ページを参照のうえ、不明な点はお早めにお問い合わせください。
署名	・記入事項をすべて確認のうえ、申込者の自筆で氏名を書いてください。署名月日も忘れずに記入してください。
写真票	・縦4cm×横3cmの写真を用意し、写真の裏に試験区分名・氏名を記入のうえ、はがれないようにしっかりと貼り付けてください。 ・試験区分名・試験区分コード・フリガナ・氏名のほか、撮影年月も忘れずに記入してください。受験番号は手元に届いた受験票を確認して記入してください。 ・郵送せず、切り取って試験当日に持参してください。
受験票	・試験区分名、試験区分コード及び氏名をはっきりと見やすく記入してください。

【試験区分コード表】

行政一般	1 1	建 築	3 2	研究（機械）	4 1	衛 生	7 1
法 律	2 1	機 械	3 3	研究（無機化学）	4 2	獣 医	7 2
経 済	2 2	電 気	3 4	研究（獣医）	4 3	学芸（天文）	7 3
社会福祉	2 3	応用化学	3 5	学校事務	5 1		
土 木	3 1	造 園	3 6	消 防	6 1		

【住所コード表】

名古屋市内	0 1	秋田県	0 9	神奈川県	1 8	京都府	2 7	山口県	3 6	大分県	4 5
愛知県 (名古屋市外)	0 2	山形県	1 0	新潟県	1 9	大阪府	2 8	徳島県	3 7	宮崎県	4 6
		福島県	1 1	山梨県	2 0	兵庫県	2 9	香川県	3 8	鹿児島県	4 7
岐阜県	0 3	茨城県	1 2	長野県	2 1	奈良県	3 0	愛媛県	3 9	沖縄県	4 8
三重県	0 4	栃木県	1 3	静岡県	2 2	和歌山県	3 1	高知県	4 0	その他	4 9
北海道	0 5	群馬県	1 4	富山県	2 3	鳥取県	3 2	福岡県	4 1		
青森県	0 6	埼玉県	1 5	石川県	2 4	島根県	3 3	佐賀県	4 2		
岩手県	0 7	千葉県	1 6	福井県	2 5	岡山県	3 4	長崎県	4 3		
宮城県	0 8	東京都	1 7	滋賀県	2 6	広島県	3 5	熊本県	4 4		

提出前のチェックポイント

- ☐ 受験申込書（受験票を含む。）に記入もれはありませんか。（特に氏名、試験区分名）
- ☐ 確実に連絡の取れる連絡先を記入しましたか。
- ☐ 受験資格等の該当するものに「レ」を記入しましたか。
- ☐ 写真票を切り取りましたか。（各自で保管し、顔写真を貼付して試験当日に持参してください。）
- ☐ 署名欄への記入をしましたか。
- ☐ 受験票にはがきを貼るか、又はそれに替わる切手と封筒を添付しましたか。

* 記入内容に不備等がある場合は受理できないことがあります。よく確認のうえ提出してください。

提出後の注意事項

申込書提出後に記載内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場での身体に係る特別な配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係（電話 052-972-3308）までご連絡ください。

申 込 書 記 入 例

平成 24 年度 名古屋市職員採用試験 (第 1 類・免許資格職) 受験申込書				受験番号	※	写真票 (切り取って試験日持参) (平成 年 月撮影)	
試験区分	＜コード: 71＞ 衛生	氏名	(フリガナ) ナゴヤ ハナコ 名古屋 花子		男・女	写真を貼る	
生年月日	(570402-030401) 昭和・平成 2 年 4 月 24 日 平成 25 年 3 月 31 日現在 22 歳		身体障害等による 試験会場での特別な配慮の希望		有・無		
住所	送付先住所(都道府県名、建物名・部屋番号等を含む。) 〒461-△△△△ 愛知県名古屋市東区泉△—△—△ マンション△ 801号室					住所コード	01
連絡先	① 【 本人の携帯 】 (090)－△△△△－△△△△		② 【名古屋太郎(父)の勤務先】 (052)－△△△－△△△△				
受験資格等 (該当する「□」に「レ」を記入)	全員記入 (本市職員受験不可)		名古屋市職員(嘱託・任期付・臨時職員を除く)でない → ☒ はい				
	「衛生」・「獣医」のみ記入		☐ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 薬剤師 ☐ 獣医師 →上記資格の取得年月を記入 平成 年 月 取得(見込) ☐ 栄養士で食品衛生行政に2年以上従事 下記の項目に該当する方は以下に学校名等の記入もしてください。(第2次試験の対象となった方は食品衛生監視員の任用資格を有すること(見込含む。)) ☒ 大学等にて医学、歯学、薬学等の課程を修めて卒業(見込) ☐ 養成施設にて所定の課程修了(見込) (学校名) (学部・学科名) (専攻・課程・コース等) 三の丸大学 農学部応用生物化学科 食品衛生コース (在学期間 H 21 年 4 月～H 25 年 3 月卒業(見込))				
	「学芸」のみ記入		学芸員の資格の取得年月を記入 平成 年 月取得(見込)				
	「消防」のみ記入		日本国籍がある → ☐ はい				
私は、平成 24 年度名古屋市職員採用試験(第 1 類・免許資格職)を受験したいので、試験案内の記載事項をすべて了承のうえ、申し込みます。 私は、試験案内に掲げてある受験資格等をすべて満たしており、地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当していません。また、この申込書のすべての記入事項に相違ありません。 平成 24 年 5 月 3 日 署名(本人が自筆で署名してください。) 氏名 名古屋 花子							
切 り 離 さ な い で く だ さ い							
平成 24 年度 名古屋市職員採用試験(第 1 類・免許資格職) 受験票							
受験番号	※		試験区分	＜コード: 71＞ 衛生			
氏名	名古屋 花子			平成24年6月24日(日) 8時45分集合 9時00分着席			
試験会場	※						
本票差出人:名古屋市人事委員会事務局任用課(〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 TEL052(972)3308)							

←左の受験票部分を郵便はがきの裏面に貼り付け、点線で写真票の部分を切り取ってください。(写真票は写真を貼りつけた後、試験当日まで保管してください。)

はがきの表面にはあなた(受験票送付先)の郵便番号・住所・お名前(様をつけてください。)を記入してください。

＜情報コーナー＞

◇採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ で



◇メールマガジンにご登録ください！

『うえるかむ！名古屋市役所』名古屋市職員採用ナビでは、採用試験に関する最新情報を随時お届けします。ぜひご登録ください！



◇第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

※掲載している試験会場はあくまで予定です。必ず各自の受験票で確認してください。

※試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。

※試験会場内の下見はできません。

※試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

【名城大学 天白キャンパス】 名古屋市天白区塩釜ロー一丁目 501 番地

【名古屋市立大学（山の畑校舎）】 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1 番地

【名古屋工業大学】 名古屋市昭和区御器所町

【名古屋市立菊里高等学校】※ 名古屋市千種区星が丘元町 13 番 7 号

※ 高等学校が試験会場となった方は、試験当日は上履き（スリッパ）を持参してください。

◇「よくある質問」について

以下に、名古屋市人事委員会事務局編集の「よくある質問」から抜粋したものを掲載します。採用試験の受験をされる方は、市ウェブサイトをご覧ください、「よくある質問」をご一読ください。

Q. 民間企業や他の公務員試験と併願することはできますか？

A. 併願は自由ですが、面接等が重なった場合も試験日程の変更はできません。

◇「将来の後輩への手紙」について

名古屋市で働く先輩職員が、仕事のやりがいや熱いメッセージを伝える手紙を書きました！ぜひ一度この手紙を読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「将来の後輩への手紙」のページをご覧ください。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

FAX: 052-972-4182

TEL: 052-972-3308



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

名古屋市上下水道局公告

下記の領収書は、紛失したので紛失の日から無効とする。

平成24年 4 月24日

名古屋市上下水道局長 長 谷 川 和 司

記

1 領収書名

修繕工費領収書

2 交付番号

第 3 号

3 領収書番号

第10号から第50号まで（名古屋市上下水道局中川営業所出納員之印
のあるもの）

4 紛失年月日

平成24年 4 月23日

名古屋市屋外広告物講習会の周知公告

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）第24条の規定により、屋外広告物講習会を開催します。

平成24年 5月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講習会の開催

(1) 日時

平成24年 6月25日（月） 午前 9時30分から午後 5時00分まで

(2) 場所

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ12階

名古屋市消費生活センター 第一研修室

2 受講申請の受付

(1) 日時

平成24年 5月10日（木）から同月25日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 5時まで

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎 4階）

(3) その他

申込書は、市ウェブサイト、各区役所情報コーナー及び都市景観室にて配布します。申請者が 110人になり次第、受付を締め切ります。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を平成24年4月24日懲戒処分に付した。

平成24年4月24日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	戒 告	地方公務員法第29条第1項第1号 及び第3号